

千葉市告示第750号

法定外道路の路線の廃止に関する告示

千葉市法定外道路条例（平成17年千葉市条例第19号）第4条第1項の規定により法定外道路の路線を次のとおり廃止しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

令和2年9月14日

千葉市長 熊谷俊人

1 路線名及び廃止区間

路線名	廃止区間	
	起点	終点
指定道路高品町26号線	若葉区高品町1003地先から	若葉区高品町1004地先まで

2 廃止期日 令和2年9月14日